

令和9年度 保育園・認定こども園等新規入園について

1. 対象者

※園により入園できる月齢が異なります。詳細は各園の紹介をご覧ください。

クラス	生年月日			クラス	生年月日		
0歳児	R8.4.2	～	※	3歳児	R5.4.2	～	R6.4.1
1歳児	R7.4.2	～	R8.4.1	4歳児	R4.4.2	～	R5.4.1
2歳児	R6.4.2	～	R7.4.1	5歳児	R3.4.2	～	R4.4.1

2. 受付期間（土、日、祝日、年末年始の閉庁日を除く）

※市外の保育施設を希望される場合は、申込期限が異なることがありますのでご注意ください。

【4月入所】 第1回目：令和 8年10月27日（火）から 11月13日（金）まで

第2回目：令和 8年11月16日（月）から 令和 9年 2月5日（金）まで

※ 受付期間ごとに利用調整を行い、入園者を内定します。申請者多数の場合は、保育を必要とする事由や世帯状況、希望する園の状況等により調整します。その結果、希望する園に4月入園できない場合もありますので、ご承知おきください。

【5月以降 年度途中入所】

入園月	締切日	入園月	締切日	入園月	締切日
5月	4月15日(木)	9月	8月13日(金)	令和10年1月	12月15日(水) *
6月	5月14日(金)	10月	9月15日(水)	令和10年2月	1月14日(金) *
7月	6月15日(火)	11月	10月15日(金)	令和10年3月	2月15日(火) *
8月	7月15日(木)	12月	11月15日(月)		

*令和10年1月～3月の申込みを希望する場合は、令和10年4月入所受付時に併せて申込みできます。

3. 受付場所及び時間

市役所幼児教育課(あやめ会館2階) 8:30～17:15 (土、日、祝日、閉庁日は除く)

4. 必要書類

① 教育・保育給付認定申請書兼入園申込書（児童1人につき1枚）

② 「保育を必要とする事由」を確認できる書類 ※下記以外に別途書類の提出が必要になる場合があります。

対象者	必要書類
会社勤めの方	就労証明書
自営業等の方	就労証明書 ※確定申告書等の写し等、営業を証明する書類を添付
妊娠・出産	母子手帳の写し（表紙と出生予定日が分かるページの写し）
看護・介護の方	看護・介護に関する申立書 ※看護・介護対象の方の診断書や障害者手帳の写し等を添付
疾病・障害の方	申立書 ※診断書（原本）、障害者手帳の写し等を添付
就学の方	在学が確認できる書類（在学証明書・合格通知書）、就学時間が確認できる書類
求職中の方	就労誓約書兼退所届

③ 納付誓約書(児童手当等に係る徴収等に関する申出書)：任意提出

④ 保育園等入園申請に関する状況調査票・保育園等入園にあたっての確認書

⑤ お子さんの様子に関する調査票

⑥ 申請者の個人番号（マイナンバー）確認及び本人確認ができる書類

⑦ その他 ひとり親家庭又は在宅障がい児（者）のいる世帯に該当する場合など、追加で書類等の提出をお願いすることがあります。

<個人番号(マイナンバー)提供のお願い>

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)」の施行に伴い、幼稚園や保育園等の手続きの際に個人番号(マイナンバー)の確認が必要です。提出にご協力ください。

【利用目的】子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給に関する事務の範囲

【対象者】①申請者である保護者 ②申請者以外の保護者 ③申請に係る子ども ※①～③以外でも個人番号が必要になる場合があります(家計の主宰者等)

【書類を提出する際の保護者の確認書類】A又はBのいずれかをお持ちください。

(A) マイナンバーカード (B) 個人番号が確認できる書類(通知カード等)及び本人確認書類(運転免許証やパスポートなどの官公署から発行・発給された顔写真付の書類等)

※申請者以外の方が窓口に来る場合は、(A)又は(B)の写しに加え、委任状及び代理人の本人確認書類(運転免許証やパスポートなどの官公署から発行・発

5. 利用者負担額(保育料) (0歳児・1歳児・2歳児)

保育料は、公立園か私立園かに関わらず、毎年4月1日における年齢と、保護者(父・母)等の市町村民税所得割額(4月分～8月分の保育料については令和7年分の収入(令和8年度課税)、9月分～3月分の保育料については令和8年分の収入(令和9年度課税))により算定します。詳細は、令和9年度利用者負担額(保育料)表(案)をご確認ください。

※ 入園後、年度の途中で年齢が変わっても、保育料は変わりません。

※ 世帯構成の変更や税の修正申告をした場合は、必ず届け出てください。

6. 利用者負担額(保育料)の納付方法

- ・ 私立保育園及び伊豆の国市立保育園・認定こども園の場合は、伊豆の国市が徴収しますので、口座振替をご利用ください。(振替日は基本毎月月末(土日の場合は翌営業日))
- ・ 私立認定こども園及び小規模保育事業の場合は、直接園へ支払います。(詳細は園に確認してください。)
- ・ 市外の公立保育園等の場合は、施設所在地の市町村へ支払います。(詳細は園に確認してください。)

7. 給食費(3歳児・4歳児・5歳児)

給食費(主食費・副食費)は、実費徴収となります。費用は園ごとに異なりますので、入園を希望する園に直接お問い合わせください。また、副食費については、保護者(父・母)等の世帯収入が360万円未満相当の場合、又は小学校就学前の範囲内で第3子以降に該当する場合、免除となります。4月分～8月分の副食費免除については令和7年分の収入(令和8年度課税)、9月分～3月分の副食費免除については令和8年分の収入(令和9年度課税)により算定します。

8. 給食費の納付方法

- ・ 伊豆の国市立保育園・認定こども園の場合は、伊豆の国市が徴収しますので、口座振替をご利用ください。(振替日は基本毎月月末(土日の場合は翌営業日))
- ・ 伊豆の国市立保育園・認定こども園以外の場合は、詳細は園に確認してください。

9. その他

- ・ 利用者負担額(保育料)や給食費以外にも、保護者会費、絵本代等、諸費用を園で集金する場合があります。詳細は、各園にお問い合わせください。
- ・ 障がい、重い食物アレルギー、発育に心配のあるお子さん、医療的配慮を必要とするお子さんで、特別な支援が必要な場合は、申込前に幼児教育課へご相談ください。
- ・ 原則、入園は月の初日、退園は月の末日となります。

【注意事項】

- ・ 申請は、必要書類をすべて揃えてから提出してください。**書類に不備があると受付できません**ので、余裕をもって申請するようお願いします。
- ・ 提出した書類の内容が変更になった場合は、速やかに幼児教育課へ連絡してください。届出事項の変更や確認できる書類等の提出が必要になることがあります。
【例】 ・ 保育を必要とする事由の変更(求職活動→就労、就労→出産など)
・ 住所変更(転居や転出など)、氏名変更 など
- ・ 求職活動により申請した方は、入園後3ヶ月以内に就労し、「就労証明書」を幼児教育課へ提出してください。
- ・ 保育時間などの変更は、申請した日の属する月の翌月から変更となります。そのため、標準時間(短時間)から短時間(標準時間)への変更や保育料は翌月から変更となります。変更する前月20日ごろまでに届け出をしてください。
- ・ 保育料又は給食費が滞納の場合は、市役所幼児教育課から直接、あるいは園を通じて通知します。納付されなかった場合は、受給する児童手当から差し引かさせていただきます。
- ・ 申込み内容が事実と相違していることが発覚した場合は入園を取消し、退園していただく場合があります。

保育を必要とする事由

保育園・認定こども園(保育認定)・小規模保育園等への入園を希望する場合は、児童の保護者が次のいずれかに該当し、保育を必要とすると認められた場合です。集団生活を体験させたい、幼児教育の場として利用したいなどの理由だけでは入園できません。

1	家庭外就労	家庭外で、月に60時間以上労働することを常態としていること。 ＜例＞1日4時間以上、月15日以上働いている方 ※育児休業明けの場合は、復職する月の前月初日から入園受け入れ対象となります。 ※入園した場合、入園月の翌月末日までに復職することが必要です。
2	家庭内就労	家庭内で、月に60時間以上、当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。 ＜例＞1日4時間以上、月15日以上働いている方
3	妊娠・出産	保護者が妊娠中または出産後間もないこと (出産予定月の2ヶ月前～出産後の2ヶ月) ※出産日から起算して2ヶ月後の月末で要件が終了します。 ＜例＞出産(予定日)が9月15日の場合、要件は7月から11月末までとなる
4	育児休業 (継続利用)	すでに上の子が保育園等に在園していて、下の子の育児休業取得中も同一施設を継続利用したい場合。
5	疾病・障害	保護者が病気、負傷、心身に障害を有していること。
6	介護・看護	同居している親族で、長期にわたる病人や心身に障害のある人を、常時介護・看護していること。
7	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること。
8	求職活動	求職活動を継続的に行っていること。 ※入園した場合、3ヶ月以内に就労し、就労証明書を提出することが必要です。
9	就学	就学中であること(職業訓練を含む)。
10	虐待・DV	児童虐待を行なっている又は行われるおそれがある場合。 配偶者からの暴力により児童の保育を行うことが困難である場合。

※「保育を必要とする事由」に該当しなくなった場合は、退園となります。

保育の必要量

「保育を必要とする事由」が就労などの場合は、原則、月の就労時間により「保育標準時間(最長11時間)」と「保育短時間(最長8時間)」に区分され、保育を受ける時間が決まります。

【保育標準時間】 就労、妊娠・出産、疾病・障害、看護 等

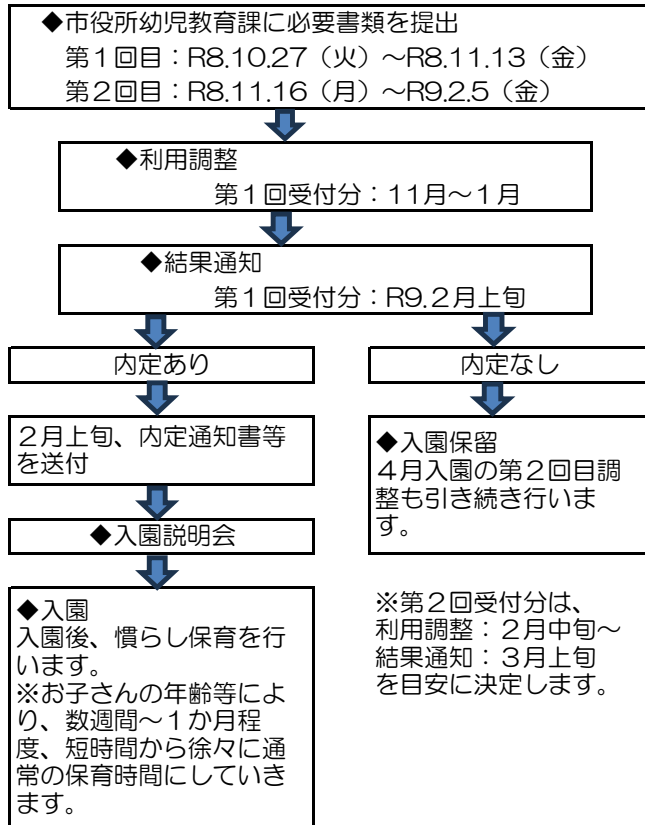
【保育短時間】 就労、育児休業、求職活動 等

※施設により、保育の設定時間が異なります。

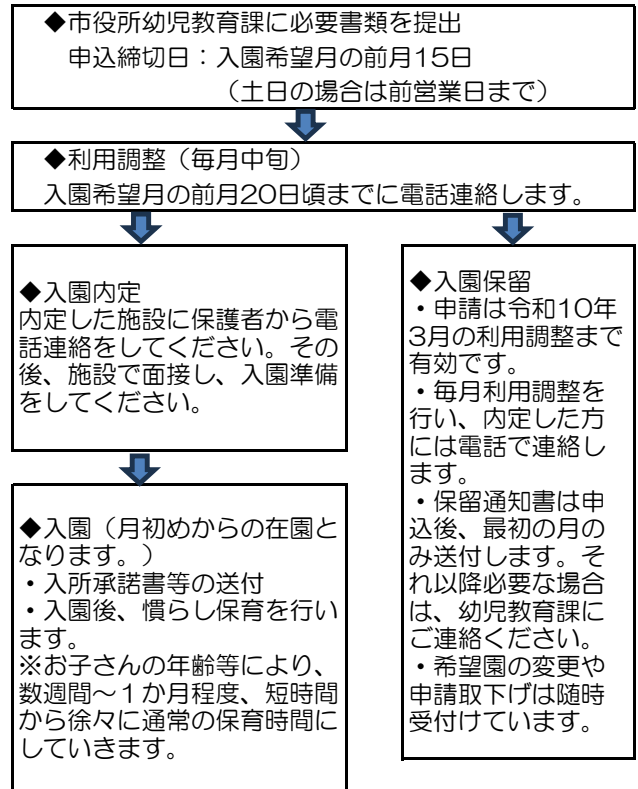
入園決定までの流れ

入園の決定と結果連絡については、下記の順により行います。

【4月新規入園申請の場合】



【5月以降の新規入園申請の場合】



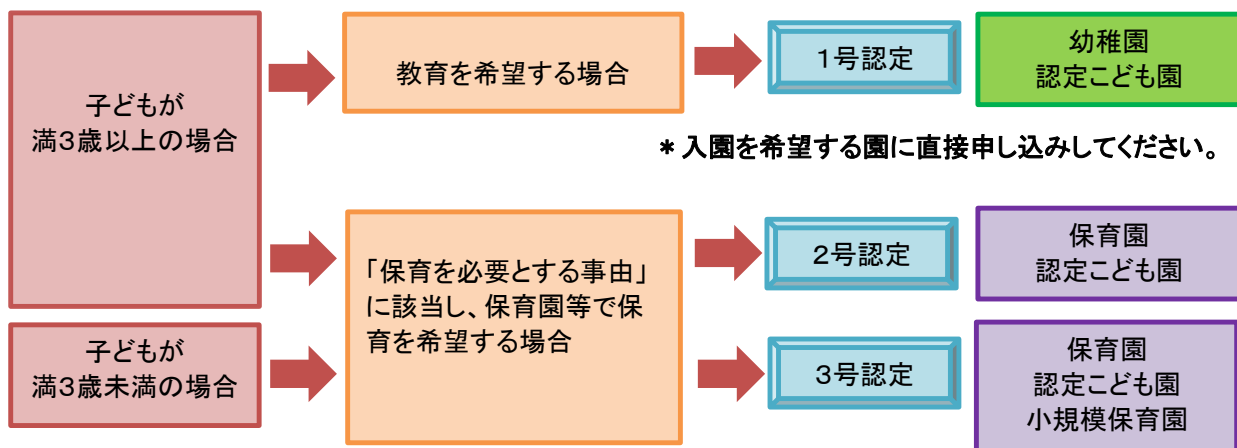
※ 入園については、「保育を必要とする事由」を審査し、条件の高い方から決定します。
先着順ではありませんので、予約はできません。

※ 保育園等の定員等により、希望の園に入園できないことがありますので、予めご了承ください。

教育・保育給付認定とは

保育園・認定こども園・幼稚園等を利用する場合、教育や保育の必要性に応じ「認定」を受ける必要があります。入園申込書と同時に教育・保育給付認定申請書の提出が必要になります。

教育・保育給付認定の種類



ご不明な点は、幼児教育課へお問い合わせください。

伊豆の国市教育委員会
教育部幼児教育課
電話：055-948-1447